

令和5年度 災害復旧資金融資の案内（災）

（令和元年台風15号に伴う被害）

1 目的

令和元年台風15号による直接の被害を受けた大島町、新島村、神津島村及び三宅村の中小企業者等に対して、事業の復旧に要する資金を長期かつ低利で融資することにより、事業の再建及び経営の安定に資することを目的とする。

2 融資対象

次の（1）から（6）を全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）を有し、信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。
- （3）当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあつては、当該許可等を受けている（又は、受ける）こと。
- （4）事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと（完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。）。
- （5）現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。
- （6）令和元年台風15号による被害について大島町長、新島村長、神津島村長及び三宅村長が発行する「り災証明書」等*の交付を受けたこと。

※「り災証明書」の他「被災証明書」「被害証明書」「り災届出証明」等、激甚災害による被害の事実を証するものとして発行されたもの

3 融資条件

(1) 資金用途	運転資金・設備資金
(2) 融資限度額	1 企業（組合）2 億 8,000 万円
(3) 融資期間	15 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）
(4) 融資利率 （年率）	責任共有利率 固定金利 1.7% 全部保証利率 固定金利 1.5% ※利子補給金の交付対象となる額は、融資を受けた額のうち融資総額 1 億円を限度とし、責任共有利率が適用される場合には融資利率のうち都が 1.2%、各町村が 0.5%を補給し、全部保証利率が適用される場合には、融資利率のうち都が 1.0%、各町村が 0.5%を補給する。（実質的な利率は 0%） ※責任共有利率が適用される場合には、融資を受けた額のうち融資総額が 1 億円を超える額を利子補給の交付対象とし、都が全部保証利率との金利差相当分（0.2%）を別途補給する。（実質的な利率は 1.5%） ※ただし、融資の返済方法の変更または履行延期の申し出等により借受者の支払利子が増加した場合でも、利子補給額は増額しないものとする。
(5) 返済方法	分割返済（元金据置期間は 1 年以内） ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができる。
(6) 融資形式	証書貸付とする。 ただし、融資期間が 1 年以内の場合は手形貸付とすることができる。
(7) 信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料全額を補助する。
(8) 保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者を除き連帯保証人は不要とする。

(9) 物的担保	この融資の保証を含めて保証合計残高が、8,000万円以下の場合は原則として無担保とする。
----------	--

4 融資の申込み

(1) 融資申込受付期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(2) 融資申込受付機関

- ア 大島町、新島村、神津島村及び三宅村の商工会
- イ 東京都大島支庁産業課
- ウ 東京都三宅支庁産業課
- エ 東京信用保証協会八重洲支店
- オ 東京都産業労働局金融部金融課
- カ 東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関

(3) 取扱金融機関

令和5年度東京都中小企業制度融資要項で定める東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関

(4) 融資申込みに必要な書類

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| ア 信用保証委託申込書(※1)及び信用保証委託契約書(※1,2) | 各1部 |
| イ 個人情報の取扱いに関する同意書(※1,3) | 2部 |
| ウ 確定申告書(決算書)の写し(原則直近2期分) | 2部 |
| エ 法人税又は事業税(個人は所得税)の納税の確認ができる書類 | 1部 |
| オ 法人の場合は商業登記簿謄本 | 1部 |
| カ 申込人及び連帯保証人の印鑑証明書 | 各1部 |
| キ 大島町長、新島村長、神津島村長及び三宅村長が発行する「り災証明書」等 | 1部 |

- ※1 保証協会及びあつ旋機関から申し込む場合は、融資あつ旋用を使用のこと。
- ※2 令和3年7月1日保証申込み受付分より、貸付実行時に徴求となりました(融資あつ旋用を使用する場合は現行のとおり申込時に徴求)。
- ※3 令和3年4月以降、包括同意書を提出している場合、再度の提出は不要となります。

5 返済猶予措置

り災した中小企業者等からの申出により、既往債務(東京都中小企業制度融資の融資残額)について返済猶予を個々の状況に応じて取り扱いますので、借受先金融機関の窓口で御相談ください。

6 利子補給制度

利子補給金の交付対象となる額は、融資を受けた額のうち融資総額1億円を限度とし、責任共有利率が適用される場合には融資利率のうち都が年1.2%、各町村が年0.5%を補給し、全部保証利率が適用される場合には、融資利率のうち都が年1.0%、各町村が年0.5%を補給します。ただし、責任共有利率が適用される場合には、融資を受けた額のうち融資総額が1億円を超える額を利子補給の交付対象とし、都が全部保証利率との金利差相当分(0.2%)を別途補給します。

なお、融資の返済方法の変更または履行延期の申し出等により借受者の支払利子が増加した場合でも、利子補給額は増額しないものとします。

また、利子補給には別途申請が必要となります。

7 その他

融資のご利用については、4（2）の各機関に御相談ください。

(問い合わせ先)

東京都大島支庁産業課	04992 (2) 4431
東京都三宅支庁産業課	04994 (2) 1312
東京都産業労働局金融部金融課	03 (5320) 4877